

犯罪収益移転防止法に係る申告

- 私は「外国の政府等において重要な公的地位を有する者（過去において該当する場合も含む）等」に該当しません。

「外国の政府等において重要な公的地位を有する者（過去において該当する場合も含む）等」とは以下の１．または２．に該当する者をいいます。

１．以下の①～④（過去に①～④であった者を含む）

- ① 外国の元首
- ② 外国の政府において、日本における以下の職に相当する職にある者
 - ・ 内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
 - ・ 衆議院（副）議長、参議院（副）議長
 - ・ 最高裁判所裁判官
 - ・ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
 - ・ 統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長
- ③ 外国の中央銀行の役員
- ④ 外国の予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

２．上記１に掲げる者の家族（以下の①～⑤）

- ① 配偶者（事実婚を含む。以下、同様。）
- ② 父母
- ③ 子
- ④ 兄弟姉妹
- ⑤ ①～④以外の配偶者の父母、及び配偶者の子

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客様と一定の取引を行うにあたり、お客様が外国の元首、又は外国の政府等において重要な公的地位を有する者等に該当する方であることを確認する義務が課されています。